

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

SIDS 関連判例の日米比較 - アメリカにおける判例の動向

分担研究者 澤口聡子 東京女子医科大学医学部法医学教室助教授
仁志田博司 東京女子医科大学医学部母子総合医療センター教授
研究協力者 加藤久雄（慶応義塾大学法学部）
福井ステファニー（日本SIDS 家族の会）

研究要旨：米国のSIDS 判例を外国判例データベース "Lexis" から、SIDS をキーワードとして、156 例抽出した。この 156 判例中には、SIDS を直接の訴訟対象としない判例も多く含まれていた。これは、米国においては、日本におけるよりも遥かにSIDS が啓蒙されている為、SIDS そのものを対象として訴訟化する事例が少なく、一般的な引用として判例中に SIDS という用語が使われる事が多いためと推測された。更に、SIDS に特に関連の深い判例26 例を中心に、昨年度検索した日本判例 33 例と訴訟傾向を比較した。その結果、日米における SIDS 訴訟の傾向には明らかな差異があり、日本では保育所や病院において SIDS が窒息かを争点とし、家族が原告となり保育所や病院を被告とする事例が殆どであるのに対し、アメリカでは州が原告となり家族やベビーシッターを被告として家庭での虐待か SIDS を争点とする事例が殆どであった。又、アメリカ判例では上告率が日本判例よりはるかに高かった。日本型の SIDS 訴訟は、キャンペーン等による SIDS の啓蒙により、アメリカ型のSIDS 訴訟に移行する可能性があると思われる。

A、研究目的

日本における乳幼児突然死症候群(SIDS)の訴訟の展開は、欧米に比較して特殊であるのではないかという指摘がある(1)。わが国におけるSIDS 訴訟事例の多くは欧米ではみることができないものであり、わが国においては特に窒息とSIDS との異動をめぐって社会問題に発展する事例が急増しつつあることを憂慮する意見である(1)。更に、日本における SIDS 訴訟において、家族側の勝訴率が低いのではないかという指摘もある。

日本における SIDS 判例の傾向と動向については既に報告されている為(2,3)、本報告においては、アメリカにおける SIDS 判例の傾向と動向を確認し、日米比較において上記の傾向の有無と日本における SIDS 訴訟の特殊性を確認することを目的とする。

B、研究方法

アメリカにおける SIDS 判例の抽出の為に、外国判例データベース"Lexis"を利用し、キーワードとして"SIDS"を使用した。抽出された判例について、SIDS と関連の深いものを選択し、事例内容・判決年・原告及び被告・判決結果・上告例数を調査し、日本の SIDS 判例と比較考察した。

C、結果

"SIDS"をキーワードとして、外国判例データベース"Lexis"から抽出された判例数は156 であった。この中から、特に SIDS と関連の深い事例を選んだところ、26 例が選択された。この 26 例中、児の死亡を伴わず SIDS を直接の対象としない事例は 19 例であった。これらの判例において、前記事項についての調査結果は以下の通りであった。

1) 26 例中、刑事判例が20 例、民事判例が12 例であった。19 例中、刑事判例が19 例、民事判例が5 例であった。

2) 26 例中、1980 年代に5 例、1990 1994 年に13 例、1995 年以降に10 例であった。19 例中、1980 年代に5 例、1990 1994 年に9 例、1995 年以降に6 例であった。

3) 26 例中25 例が、19 例中19 例が上告している。

4) 児の死亡を伴い SIDS を直接の対象とする19 例において、原告及び被告、上訴人及び被上訴人は次の通りであった。

(4-1)第一審において州を原告とし死亡児の親を被告とし、上訴審において上訴人を親とし被上訴人を州とした事例が10 事例あった。

(4-2)第一審において州を原告とし死亡児の親を被告とし、上訴審において上訴人を州とし被上訴人を親とした事例が2 事例あった。

(4-3)第一審において州を原告とし死亡児の親を被告とし、上訴審において双方から異議申し立てをした事例が1 事例あった。

(4-4)第一審において州を原告とし医師を被告とし、上訴審において上訴人を医師とし被上訴人を州とした事例が1 事例あった。

(4-5)第一審において死亡児の親を原告とし州を被告とし、上訴審において上訴人を親とし被上訴人を州とした事例が1 事例あった。

(4-6)第一審において死亡児の親を原告とし病院を被告とし、上訴審において上訴人を親とし被上訴人を病院とした事例が1 事例あった。

(4-7)第一審において死亡児の親を原告とし病院を被告とし、上訴審において上訴人を病院とし被上訴人を親とした事例が1 事例あった。

(4-8)第一審において死亡児の親を原告とし会社を被告とし、上訴審において上訴人を親とし被上訴人を会社とした事例が1 事例あった。

(4-9)第一審において州を原告としベビーシッターを被告とし、上訴審において上訴人を州とし被上訴人をベビーシッターとした事例が1 事例あった。

5) 児の死亡を伴い SIDS を直接の対象とする19 例において、判決結果は、次の通りであった。

(5-1)上記(4-1)の10 判例はいずれも家庭内における親から児への虐待・過失致死等の有無を争点とするものである。判決において、親の子に対する殺人が認められたものが4 例否認されたものが1 例、親の子に対する虐待の認められたものが3 例否認されたものが1 例、親の子に対する neglect が認められたものが1 例否認されたものが1 例、親の子に対する過失致死が認められたものが1 例であった。

(5-2)上記(4-2)の2 判例において、親の子に対する殺人・暴行・ neglect が認められたものが1 例、親の子に対する虐待が認められたものが1 例であった。

(5-3)上記(4-3)の判例において、親の子に対する殺人が認められた。

(5-4)上記(4-4)の判例において、医師の子に対する殺人が認められた。

(5-5)上記(4-5)の判例において、親の子に対する殺人が認められた。

(5-6)上記(4-6)の判例において、病院側に責任なしと認められた。本判例においては、SIDS の可能性もあるとされた。

(5-7)上記(4-7)の判例において、病院側に支払いが要請された。本判例においては、SIDS ではないとされた。

(5-8)上記(4-8)の判例において、親から会社に対する控訴は棄却された。

(5-9)上記(4-9)の判例において、ベビーシッターの子に対する過失致死は否認された。本判例においては、児の死因の一つとして、SIDS の可能性もあるとされた。

考察

日本判例においては、家族が原告となり病院や保育所等を被告とし SIDS が過失致死による窒息かを争う SIDS 判例が殆どである。アメリカ判例において同様の事例は20 例中2 例認めら

れたにすぎない。この2例において、SIDSであることあるいはSIDSの可能性があるとすることは、免責に影響している。この2例の中で1例については家族側が勝訴している。

アメリカ判例においては、家庭内において死亡児の親から死亡児に対する虐待があったかどうかを争点とするSIDS判例が最も多く、このような判例は現在の日本では少ない。日本はSIDSに関しても小児虐待に関しても後進国であり、その正確な把握は現在において未だなされていない。このようなアメリカ型の判例は今後日本においても増加するのではないかと思われる。これらのアメリカ判例において、虐待とSIDSとの鑑別は、虐待を示唆する積極的な所見の有無が判決を左右しており、殆どの事例で親の児への殺人・暴行・遺棄致死が認められていた。又、これらの判例において、原告が州であることも注目され得る。

また、アメリカ判例では、死亡児の親が製薬会社や乳幼児製品を取り扱う会社等に対して訴訟をおこしている判例がある。これらの数は少ないが、訴訟大国であるアメリカの一面をあらわすものと言えよう。

上告率についても、日米間で大きな相違があり、アメリカにおいてはSIDSを直接の訴訟対象とした事例全例が控訴され上告されているのに対し、日本においては上告は33判例中1例のみ(3.0%)であった(3)。今後、日本においてもSIDS判例の上告は増加するのではないかと思われる。更に、SIDSを直接の訴訟対象としないながら、判例中にSIDSが使われた判例は100件以上にのぼり、アメリカ社会においてSIDSという疾患が広く啓蒙されていることを物語っている。

E、結論

日米におけるSIDS訴訟の傾向には明らかな差異があり、日本では保育所や病院においてSIDSか窒息かを争点とし、家族が原告となり保育所や病院を被告とする事例が殆どであるのに対し、アメリカでは州が原告となり家族やベビーシッ

ターを被告として家庭での虐待かSIDSかを争点とする事例が殆どであった。又、アメリカ判例では上告率が日本判例よりはるかに高かった。日本型のSIDS訴訟は、キャンペーン等によるSIDSの啓蒙により、アメリカ型のSIDS訴訟に移行する可能性があると思われる。

F、研究発表

1、学会発表

(1) Sawaguchi T, Kato H, Nishida H, Sawaguchi A. Survey of precedents relating to sudden infant death syndrome in Japan utilizing judicial precedent databases. The VIIIth ESPID (European Society for the Study and Prevention of Infant Death) Conference. Jerusalem. 5.30-6.4 1999

(2) 加藤久雄、澤口聡子．日米裁判判例におけるSIDSの法律上の諸問題、第5回日本乳幼児突然死症候群(SIDS)研究会、大阪 2.11.1999

2、論文発表

(1) Sawaguchi T, Nishida H, Kato H. Social and forensic aspects of sudden infant death. Am J Forensic Med and Path 20: 215-217, 1999.

(2) Sawaguchi T, Kato H, Fukui S, Nishida H. Trends of judicial precedents of SIDS in Japan. Rom J Leg Med 7: 128-130, 1999.

文献

(1) 戸苅創、加藤稲子、斎藤紀子．SIDS 近縁疾患：ALTE, SAS, 窒息．小児科診療、3: 347-351, 2000.

(2) 安達登、匂坂馨．乳幼児突然死に関わる民事裁判の動向と鑑定例．賠償科学、23: 79-81, 1998.

(3) 澤口聡子、仁志田博司、加藤久雄、福井ステファニー．SIDS 関連判例の日米比較 - 日本における判例の動向 平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書．主任研究者澤口彰子”乳幼児死亡率改善のための研究” 4: 333-334. 1999.